関係条文

◎電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(電気通信設備の維持)

- 第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信 設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるも のを除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
- 2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(前項に規定する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に 適合するように維持しなければならない。
- 3 前二項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - ー 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにする こと。
 - 二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
 - 三 通信の秘密が侵されないようにすること。
 - 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
 - 五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(管理規程)

- 第四十四条 電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項又は第二項に規定する電気通信設備(以下「事業用電気通信設備」という。)の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。
- 2 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

〇電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号)

(管理規程)

- 第二十八条 法第四十四条第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第二十一の 届出書に、管理規程を添えて行わなければならない。
- 2 法第四十四条第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第二十二の届出書を 提出しなければならない。

〇事業用電気通信設備規則 (昭和60年郵政省令第30号)

第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備

第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策

第一款 アナログ電話用設備等

(適用の範囲)

第三条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下同じ。)、電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備について適用する。

(予備機器等)

- 第四条 通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「故障等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる機器については、この限りでない。
 - 一 端末回線(端末設備等と交換設備との間の電気通信回線をいう。以下同じ。)を当該交換設備に接続するための機器
 - 二 当該交換設備の故障等の発生時に、他の交換設備によりその疎通が確保できる交換設備の機器
- 2 伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置しなければならない。ただし、次の各号に掲げるもの については、この限りでない。
 - 一 端末回線その他専ら特定の一の者の通信を取り扱う区間に使用するもの
 - 二 当該伝送路設備の故障等の発生時に、他の伝送路設備によりその疎通が確保できるもの
- 3 伝送路設備において当該伝送路設備に設けられた電気通信回線に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。
- 4 交換設備相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されなければならない。

(故障検出)

第五条 事業用電気通信回線設備は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に 直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該事業用電気通信 回線設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。

(事業用電気通信回線設備の防護措置)

第六条 事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電気通信回線設備が当該事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

- 第七条 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。
- 2 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の 故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急 復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(異常ふくそう対策)

第八条 交換設備は、異常ふくそう(特定の交換設備に対し通信が集中することにより、交換設備の通信の疎通能力が継続して著しく低下する現象をいう。以下同じ。)が発生した場合に、これを検出し、かつ、通信の集中を規制する機能又はこれと同等の機能を有するものでなければならない。ただし、通信が同時に集中することがないようこれを制御することができる交換設備については、この限りでない。

(耐震対策)

- 第九条 事業用電気通信回線設備の据付けに当たつては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。
- 2 事業用電気通信回線設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。
- 3 その故障等により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある事業用電気通信回線設備に関する前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(電源設備)

第十条 事業用電気通信回線設備の電源設備は、平均繁忙時(一日のうち年間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した一時間をいう。以下同じ。)に事業用電気通信回線設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信回線設備の動作電圧

又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

2 事業用電気通信回線設備の電力の供給に直接係る電源設備の機器(自家用発電機及び蓄電池を除く。) は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が 講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければ ならない。

(停電対策)

第十一条 事業用電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準じる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準じる措置)が講じられていなければならない。

(誘導対策)

第十二条 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信回線設備の機能に重大な 支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

(防火対策等)

- 第十三条 事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火 設備が適切に設置されたものでなければならない。
- 2 事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信回線設備を工事、維持 又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物(以下「コンテナ等」という。)及 びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたもの でなければならない。
- 3 事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。

(屋外設備)

- 第十四条 屋外に設置する電線(その中継器を含む。)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物(次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。)は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。
- 2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

(事業用電気通信回線設備を設置する建築物等)

第十五条 事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の各号に適合

するものでなければならない。ただし、第一号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けや すい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられて いるものは、この限りでない。

- 風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けない環境に設置されたものであること。
- 二 当該事業用電気通信回線設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
- 三 当該事業用電気通信回線設備が安定に動作する温度および湿度を維持することができること。
- 四 当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信回線設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(適用除外)

- 第十六条 第四条、第八条、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務 以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。
- 2 第四条、第五条、第八条、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定 は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信回線設備について適用しない。
- 3 第四条及び第十条第二項の規定は、総務大臣が別に告示で定める小規模な事業用電気通信回線設備 について適用しない。
- 4 第十一条の規定は、総務大臣が別に告示で定める携帯電話用設備について適用しない。

第二款 その他の電気通信回線設備

(適用の範囲)

第十六条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第 九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコ ル電話用設備及び携帯電話用設備以外の事業用電気通信回線設備について適用する。

(故障等の対策)

第十六条の三 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信 回線設備の故障等が発生した場合に電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、応急 復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な復旧機 材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(耐震対策等)

第十六条の四 事業用電気通信回線設備の設置に当たつては、次に掲げる措置が講じられなければならない。ただし、通常想定される規模の地震又は火災による当該事業用電気通信回線設備の故障等の発生時に、これに代えて電気通信役務を提供するための予備の事業用電気通信回線設備の設置その他こ

れに準ずる措置が講じられている場合は、この限りでない。

- 一 当該事業用電気通信回線設備の据付けに当たつては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するための床への緊結その他の耐震措置
- 二 通常想定される規模の地震による当該事業用電気通信回線設備の構成部品の接触不良及び脱落を 防止するための構成部品の固定その他の耐震措置
- 三 当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室における自動火災報知設備及び 消火設備の適切な設置

(準用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条及び第十五条の二の規定 は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定す る電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話 用設備以外の事業用電気通信回線設備について準用する。

(適用除外)

- 第十六条の六 前条において準用する第八条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気 通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備については、適用しない。
- 2 第十六条の四並びに前条において準用する第五条、第八条及び第十四条の規定は、利用者の建築物 又はこれに類するところに設置する事業用電気通信回線設備については、適用しない。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備 第一款 アナログ電話用設備

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に対して適用する。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

- 第三十五条の二 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関(以下「警察機関等」という。)への通報(以下「緊急通報」という。)を扱う事業 用電気通信回線設備については、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。
 - 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。 ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
 - 三 緊急通報を受信した端末設備から終話信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

- 第三十五条の二の二 事業用電気通信回線設備は、次に定めるところにより、法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。)を優先的に取り扱うことができるものでなければならない。
 - 一 災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は 停止することができる機能を有していること。
 - 二 災害時優先通信を識別するための信号を付し、及び当該信号により災害時優先通信を識別することができる機能を有していること。

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の四 この款の規定(第三十五条の五第二項を除く。)は、総合デジタル通信用設備について適用する。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

- 第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。
 - 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として、総務大 臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。 ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
 - 三 緊急通報を受信した端末設備から通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定(第三十五条の十第二項を除く。)は、電気通信番号規則第九条第一項第 一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備 について適用する。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備

(適用の範囲)

第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第二項を除く。)は、携帯電話用設備及びPHS用 設備に対して適用する。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

- 第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等に 接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。
- 2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

第五款 その他の音声伝送用設備

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第二項を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業 用電気通信回線設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式 を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規 定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電 話用設備及びPHS用設備を除く。)に対して適用する。 (緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

- 第三十六条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用するものについては、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続することとする。
- 2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信回線設備に準用する。

(災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信回線設備)

第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信回線設備に ついて準用する。 〇昭和六十年郵政省告示第二百二十八号(事業用電気通信設備規則第一六条第三項等の規定に基づく事業用電気通信設備規則の細目)

事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第十六条第三項、第二十五条、第三十四条第二項、第三十六条及び第四十八条第二項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。

(事業用電気通信回線設備の適用除外)

- 第一条 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号。以下「規則」という。)第十六条第三項の規定により規則第四条及び第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信回線設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信回線設備とする。
- 2 規則第十六条第四項の規定により規則第十一条の規定を適用しない携帯電話用設備は、利用者の電 気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備と 接続されるものに限る。)であつて、次に掲げる条件に適合するものとする。
 - 一 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域(電気通信役務の提供を行う区域をいう。以下この項において同じ。)が他の携帯電話用設備(規則第十六条第四項の規定が適用されるものを除き、利用者が同じ移動端末設備を用いて通信を行うことができるものに限る。)に係るサービス提供区域内にあること。
 - 二 当該携帯電話用設備が通常受けている電力の供給が停止した場合において、当該設備に係るサービス提供区域(当該設備を用いて通信を行うために必要な電界強度が得られる範囲に限る。)における通信(利用者が同じ移動端末設備を用いて行うことができるものに限る。)が三時間を超えて停止しないよう蓄電池の設置その他の必要な措置が講じられていること。
 - 三 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域(当該設備を用いて通信を行うために必要な電界強度が得られる範囲に限る。)において、当該設備が通常受けている電力の供給が停止した場合にその取り扱う通信が停止するおそれがあることについて当該設備を設置する建築物その他の工作物(以下この号において「建築物等」という。)の管理者に対する説明が行われているとともに、建築物等において掲示する方法、インターネットを利用する方法その他の方法により利用者に周知が図られていること。

〇昭和六十年総務省告示第六百四十四号(管理規程の細目)

電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十九条第二項の規定に基づき、管理 規程の細目を次のように定める。

電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
ー 事業用電気通信設備の工事、	電気通信主任技術者及びその他の技術者のスキルアップのための
維持及び運用に従事する者に対	適切な教育・訓練計画の策定に関すること。
する教育及び訓練の実施に関す	
ること	
二 事業用電気通信設備の工事、	(1) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。
維持及び運用に関する巡視、点	(2) 工事実施者と設備運用者による工事実施体制の確認及び工事手
検及び検査	順の策定に関すること。
	(3) 設備変更の際にとるべき事項に関すること。
三 事業用電気通信設備の運転又	事業用電気通信設備の運転又は操作の運用監視体制に関すること。
は操作	
四事業用電気通信設備の工事、	(1) 基本指針及び実施状況の公表に関すること。
維持及び運用における情報セキ	(2) 情報の分類及び重要情報の管理に関すること。
ュリティ対策	(3) 情報の管理に関する内部統制ルールに関すること。
	(4) 情報漏えい防止対策に関すること。
	(5) 外部委託時の情報セキュリティ対策に関すること。
	(6) セキュリティ確保領域に関すること。
	(7) サイバー攻撃への対処に関すること。
五事業用電気通信設備の工事、	(1) 迅速な原因分析、迅速なサービスの復旧及び再発防止のための
維持及び運用に関し、事故が発	事業者と製造業者等との連携に関すること。
生した場合の体制、報告、記録、	(2) 故障箇所の特定のためにとるべき事項に関すること。
措置及び周知	(3) 接続電気通信事業者との連携に関すること。
	(4) 事故情報の公表に関すること。
六 災害その他非常の場合の体制	(1) サービスの復旧のための手順及び体制に関すること。
及びとるべき措置	(2) 事業者間の連携及び連絡体制に関すること。
七 重要通信の確保並びにふくそ	(1) 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関する
う発生時の体制及び措置	こと。
	(2) ふくそう時における通信規制等の実施手順及び体制に関するこ
	と。
	(3) ふくそうの拡大防止に関すること。

八 事業用電気通信設備に関する 設計指針及び計画管理

- (1) ソフトウェアの導入時及び更新時の製造事業者との連携を含めた信頼性確保に関すること。
- (2) 製造事業者との連携を含めた設備導入前の機能確認に関すること。
- (3) 設備の安全・信頼性の基準及び指標に関すること。
- (4) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関すること。
- (5) 障害の極小化対策に関すること。